

重要事項説明書

1 事業者

法人名称 株式会社 ゆう子
所在地 三重県伊勢市小俣町元町722
電話番号 0596-25-7527
代表者氏名 代表取締役 永井 祐子

2 事業所の概要

名称 居宅介護支援センター「ゆう」
所在地 三重県伊勢市上地町3102-6
電話番号 0596-25-7527
指定年月日 平成20年1月1日
種類 居宅介護事業所
事業所番号 2470801180
管理者 永井 祐子

3 事業所の目的

事業所の介護支援専門員が要介護・要支援状態にある高齢者に対して、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

4 運営方針

事業者の介護支援専門員は、要介護者の有する能力に応じて自立し、日常生活を営むことを配慮し、心身の状況・環境・利用者の選択に基づき、居宅サービス計画を作成し、在宅サービスの提供が総合的に確保されるよう、各事業所との調整・連携に努める。また、要介護者などが、介護保険施設に入所する場合の紹介その他のサービス提供も行う。

居宅サービス計画をたてる介護支援専門員は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、在宅サービスが円滑に利用できるよう配慮する。

5 営業日および営業時間

営業日 原則 月曜日～金曜日とする
(12月30日～1月3日を除く)
営業時間 原則 8:45～17:30
事務所での 24時間電話対応

6 職員の職種、員数及び職務の内容

事業所に勤務する職員の職種、職務の内容は次の通りとする。

職 種	常 勤	非常勤	合 計
管理者	1名(兼務)	0名	1名
主任ケアマネ	4名	1名	5名
ケアマネジャー	5名	4名	9名
事務員	1名	0名	1名

7 居宅介護支援の利用料等

通常の事業の実施を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は下記の額を徴収する。

事務所から片道おおむね15km未満	250円
事務所から片道おおむね15km以上	500円

指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は介護報酬告示上の額とし、当核指定居宅介護支援が法廷代理受領サービスである場合は、利用者の自己負担額は徴収しない。

8 通常の事業実施地域

通常事業実施地域は、三重県伊勢市・松阪市・多気郡・度会郡・鳥羽市の区域とする。

9 秘密保持

- ・事業所の介護支援専門員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない。
- ・退職者が、正当な理由無く業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じる。
- ・事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当核家族の同意を、あらかじめ文章により得るものとする。

10 苦情処理

- ・利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

①苦情の受付

当事業所に関する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けています。

窓口	管理者	永井 祐子
時間	月曜日～金曜日	原則 8:45～17:30

②行政機関その他苦情受付機関

三重県国民健康保険団体連合会

津市桜橋2丁目96番地 三重県自治会館 2階

TEL 059-222-4165

受付 介護保険課 苦情処理係

三重県福祉サービス運営適正化委員会

津市桜橋2丁目131 三重県社会福祉協議会 3階

TEL 059-224-8111

受付 苦情相談室

伊勢市市役所内

伊勢市岩淵1丁目7番地25号

TEL 0596-21-5560

受付 介護保険課 介護給付課

各市町村 担当窓口

11 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関わらず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的な通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合は、下記のとりの対応を致します。

①事故発生時の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村（保険者）に報告します。

②処理経過及び再発防止の報告

①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村（保険者）に報告します。尚、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

12 緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

13 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止する為、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①従業員に対して、虐待防止を啓発、普及する為の研修を実施します。

②事業所における虐待防止のための指針を整備します。

③当事業者または居宅サービス事業者、及び介護者（現に介護している家族、親族、同居人等）による虐待が疑われる場合には、速やかにこれを市町村に通報します。

④虐待防止に関する責任者を選定しています。

【虐待防止に関する責任者：永井祐子】

14 感染症の予防及びまん延の防止の為の措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるよう努めます。

①介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的実施します。

②事務所に置おける感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備します。

15 公正中立なケアマネジメントの確保

①事業所の対応

・介護サービス計画の作成にあたっては、地域における介護サービスの内容、利用料などの情報を適正に利用者及び利用者の家族に提供し、希望があれば複数の介護サービス等の事業所を紹介し、その中から利用する事業所を選択して頂きます。

・利用者及び利用者の家族から、介護サービス計画に位置付けた介護サービス等の事業所の選定理由について、問い合わせをいただいた場合には、適切に説明します。

②利用者及び利用者の家族の対応

・利用者が医療機関に入院した場合には、すみやかに事業所（ケアマネジャー）にお知らせください。

・利用者が医療機関に入院した場合には、当該医療機関に、事業所の担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先をお伝え下さい。